

# 正誤表 公式テキストI

「医師事務作業補助者実務能力認定試験公式テキストI（第5版）」に誤りまたは不十分な記述がありました。下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

対象テキスト：医師事務作業補助認定試験公式テキストI 第5版

全国医療福祉教育協会

平成29年7月掲出

該当箇所	誤	正	
P3	下から7行目	及び医療を受ける心身の状況に応じて…	及び医療を受ける者の心身の状況に応じて…
P5	下から7行目	科学的でかつ適正な受けることができる…	科学的でかつ適正な診療を受けることができる…
P11	上から8～10行目	⑤「六」のエックス線装置は、内科、呼吸器科、…、理学診療科、放射線科の1つを有する病院、	⑤「六」のエックス線装置は、内科、心療内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科の1つを有する病院、
P15	上から2～4行目	具体的には内科、精神科、…、歯科、麻酔科のうち10以上の診療科名を有することであり、	具体的には内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、救急科、脳神経外科、整形外科、歯科のうち10以上の診療科名を有することであり、
P15	下から3行目～P16の上から12行目	(法令改正)	(追補資料1を参照ください)
P16	上から14行目～P16の上から19行目	(法令改正)	(追補資料2を参照ください)
P17	上から3～12行目	・日本赤十字社 ・ ・ ・ ・財団法人船員保険会	・地方公共団体の組合 ・国民健康保険団体連合会 ・日本赤十字社 ・社会福祉法人／恩賜／財団／済生会 ・厚生(医療)農業協同組合連合会 ・全国厚生農業協同組合連合会の会員である社会医療法人 ・社会福祉法人北海道社会事業協会
P28	上から9行目	医療法第34条の4	医療法第30条の4
P28	上から9行目～P31の上から6行目	(法令改正)	(追補資料3を参照ください)
P38	上から18～25行目	医療法第6条の5では…具体的には、医業の場合は、内科、精神科…それぞれ代えることができるとされています。	医療法第6条の6では…具体的には、医業の場合は、内科、外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科であり、歯科医業の場合は、歯科になります。 なお、小児内科、消化器内科、心療内科、感染症内科、小児歯科、矯正歯科のように、医業の場合であれば診療科名に、人体の部位や器官、性別や年齢を示す名称、医学的処置、特定の疾病を組み合わせた名称、歯科医業の場合であれば、性別や年齢を示す名称、医学的処置を組み合わせた名称も認められています。
P51	上から12行目	「記名押印又は書名」	「記名押印又は署名」
P53	上から5行目	堕胎等の犯罪の痕跡を止めている場合があるので、	堕胎等の犯罪の痕跡を留めている場合があるので、
P59	下から6行目	薬剤師法第27条では、	薬剤師法第28条では、
P60	下から1行目	出生後2日を経過しない乳児をいいます。	出生後28日を経過しない乳児をいいます。
P66	下から4行目	⑧超音波検査	⑧熱画像検査 ⑨眼振電図検査（冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。） ⑩重心動揺計検査 ⑪超音波検査 ⑫磁気共鳴画像検査 ⑬眼底写真検査（散瞳薬を投与して行うものを除く。） ⑭毛細血管抵抗検査 ⑮経皮的血液ガス分圧検査 ⑯聴力検査（気導により行われる定性的な検査であって次に掲げる周波数及び聴力レベルによるものを除いたものに限る。） イ 周波数千ヘルツ及び聴力レベル三十デシベルのもの ロ、ハ、ニ 省略 ⑰基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。） ⑱電気味覚検査及びびろ紙ディスク法による味覚定量検査
P67	下から12行目	採血及び生理学的検査	採血及び検体採取並びに生理学的検査
P69	上から5～9行目	□ 修行年限が4年である～（附則第2条、昭和37年9月13日法律第158号）	□ 管理栄養士国家試験は、栄養士であって次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることができない。 一 栄養士免許を得た後に一定期間栄養の指導に従事した者（栄養士養成施設の在学期間＋実務経験の合計が5年） 二 管理栄養士養成施設を修了して栄養士免許を得た者（第5条の3 簡略）
P89	下から4行目	被保険者からの仕送り額が半便以下であること。	被保険者からの仕送り額より少ない場合であること。
P90	上から3行目	イ 被保険者の直系尊属と配偶者(内縁関係を含む)、子、孫、弟妹で、	イ 被保険者の直系尊属と配偶者(内縁関係を含む)、子、孫、弟妹、兄姉で、
P90	上から6行目	(被保険者の兄、姉、伯父叔母、甥、姪など、…)	(被保険者の伯父叔母、甥、姪など、…)
P90	下から8行目の①評価医療費	イ 先進医療（高度医療を含む）～ ト 適応外の医療機器の使用	イ 先進医療 ロ 医薬品、医療機器、再生医療等製品の治験に係る診療 ハ 医薬品医療機器法承認後で保険収載前の医薬品、医療機器、再生医療等製品の使用 ニ 薬価基準収載医薬品の適応外使用 ホ 保険適用医療機器、再生医療等製品の適応外使用
P91	上から10行目	180日以上入院	180日超の入院
P91	上から13行目	難病患者等が、意思の指示に基づき…	難病患者等が、医師の指示に基づき…
P91	下から7行目	1児につき420,000円が支給されます。	1児につき420,000円が支給されます。（産科医療補償制度未加入の病院等の場合は40.4万円）
P91	下から4行目	産前42日分(多胎妊娠98日分)から出産後56日分について、標準報酬日額の3分の2	出産日(出産予定日)以前42日(多胎妊娠98日)から出産日の翌日以降56日の範囲で、標準報酬月額平均額の30分の1×2/3
P96	上から4行目	180日以上入院	180日超の入院
P98	下から8行目	180日以上入院	180日超の入院
P118	上から3行目	公衆衛生上の見地から	公衆衛生の見地から
P122	上から6行目	その他保護の目的を達達するために	その他保護の目的を達するために
P148	宛名と敬称の表	2段目と3段目の間の罫線	(削除してください)

追補資料は裏面を参照ください。

## 追補資料1

●根拠となる法令：医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成28年7月1日 一部改正 厚生労働省令第111号）

### 臨床研修を行う「一般病院」の施設、人員等に関する基準

cf. 用語の説明

- ・「**基幹型臨床研修病院**」  
臨床研修病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の全体的な管理・責任を有するもの。
- ・「**協力型臨床研修病院**」  
臨床研修病院のうち、他の病院と共同して臨床研修を行う病院であって、基幹型臨床研修病院でないもの。

#### (1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準

- ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。  
イ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第19条第1項第1号に規定する員数の医師を有していること。  
ウ 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。  
エ 救急医療を提供していること。  
オ 臨床研修を行うために必要な症例があること。  
カ 臨床病理検討会（CPC）を適切に開催していること。  
キ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。  
ク 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。  
ケ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。  
コ 研修管理委員会を設置していること。  
サ プログラム責任者を適切に配置していること。  
シ 適切な指導体制を有していること。  
ス 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること。  
セ 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。  
ソ 研修医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること。  
タ 研修医に対する適切な処遇を確保していること。  
チ 協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績があること。  
ツ 協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）又は大学病院と連携して臨床研修を行うこと。  
テ 臨床研修病院群を構成する関係施設相互間で緊密な連携体制を確保していること。  
ト 協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行う病院が、5(2)の協力型臨床研修病院の指定の基準に適合していること。  
ナ 第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。  
ニ 医療法第30条の12に基づき地域医療の確保のための協議や施策の実施に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。

#### (2) 協力型臨床研修病院の指定の基準

- 上記(1)のア、イ、キ、ク、ケ、シ、セ、ソ、タ、  
基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行う病院が、(1)の基幹型臨床研修病院の指定の基準に適合していること。

## 追補資料2

●根拠となる法令：医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成28年7月1日 一部改正 厚生労働省令第111号）

### 研修プログラムに関する基準

cf. 一部抜粋・要約

- (1) 研修プログラムには、次の事項が定められていること。  
研修プログラムの特色、臨床研修の目標、プログラム責任者の氏名、臨床研修を行う分野と分野ごとの研修期間及び臨床研修病院、研修医の指導体制、研修医の募集定員と募集採用方法、研修医の処遇
- (2) 原則として、研修期間全体の8ヶ月以上は、基幹型臨床研修病院で研修を行うこと。
- (3) 臨床研修を行う分野と分野ごとの研修期間及び臨床研修病院が次に掲げる事項を満たすこと。  
①研修期間は、原則として合計2年以上とすること。  
②必修科目（内科、救急部門、地域医療）の全てと、選択必修科目（外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科）のうちの2つは、必ず臨床研修を行うこと。  
③原則として、当初の12ヶ月の間に内科と救急部門を研修し、次の12ヶ月の間に地域医療を研修すること。  
④原則として、内科においては6ヶ月以上、救急部門においては3ヶ月以上、地域医療においては1ヶ月以上の研修を行うこと。  
⑤救急部門については、救急部（救急部がない場合には救急外来）等を適切に経験させること。
- (4) 研修医の募集定員が20人以上の基幹型臨床研修病院は、小児科と産科の研修プログラムを必ず設けること。

## 追補資料3

●根拠となる法令：医療法（最終改正：平成二八年五月二〇日法律第四七号）

### 医療法第30条の4

cf. 医療法第30条の4第1項、第2項全文

都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保の目標に関する事項
- 二 第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項
- 三 医療連携体制における医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する事項
- 四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項
- 五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（ハに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）
  - イ 救急医療
  - ロ 災害時における医療
  - ハ へき地の医療
  - ニ 周産期医療
  - ホ 小児医療（小児救急医療を含む。）
  - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療
- 六 居宅等における医療の確保に関する事項
- 七 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（以下「構想区域」という。）における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）に関する事項
  - イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来の病床数の必要量」という。）
  - ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項
- 八 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項
- 九 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項
- 十 医療従事者の確保に関する事項
- 十一 医療の安全の確保に関する事項
- 十二 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項
- 十三 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項
- 十四 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項